

東京大学基本組織規則第16条、第17条及び第18条に基づく室等について

令和8年3月19日
総長 裁定
(全改)

(プレジデントオフィスに置かれる室等)

第1条 東京大学基本組織規則（以下「基本規則」という。）第16条第3項の規定に基づき、別表第1に掲げる室及び委員会を置く。

(プロボストオフィスに置かれる室等)

第2条 基本規則第17条第3項の規定に基づき、別表第2に掲げる室及び委員会を置く。

2 前項のプロボストオフィス機構等運営委員会の下に、プロボストが定めるところにより、本学の研究の推進その他本学が必要と認める事業を実施するための組織を置くことができる。

3 プロボストは、前項の組織を設置するにあたり、原則として、学術経営本部に意見を聴くものとする。

(本部に置かれる室)

第3条 基本規則第18条第1項の規定に基づき、別表第3に掲げる室を置く。

(室等の構成)

第4条 第1条から第3条までに掲げる室等に、長を置く。

2 第1条及び第3条に掲げる室等の長は、総長が任命する。

3 第2条に掲げる室等の長は、総長と協議の上、プロボストが任命する。

(補則)

第5条 この裁定に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この裁定は、令和8年4月1日から実施する。

別表第1

UTokyo Global Navigation Board
国際オープンイノベーション機構
特別教授室
特命教授室
百五十年史編纂室
内部監査室
法務本部

DX 本部
総長企画室
HR 経営本部
UTokyo Compass 推進会議
College of Design 企画調整室
業務構造変革本部

別表第2

学術経営インテリジェンス室
研究インテグリティ・セキュリティ推進室
リサーチ・アドミニストレーター推進室
EXPERT-GRI 推進室
プロボストオフィス機構等運営委員会

別表第3

環境安全本部
キャンパス計画室
コミュニケーション戦略本部
情報システム本部
産学協創推進本部
社会連携本部
エグゼクティブ・マネジメント・プログラム室
ライフサイエンス研究倫理支援室
保健・健康推進本部
国際化推進学部入試担当室
総合技術本部
ハラスメント相談所
研究倫理推進室
入試企画室
国際戦略企画室
ディベロップメントオフィス
リスク・コンプライアンス統括本部